

○財務省告示第三百八十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年十一月二十五日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百十 二回、第三百十三回、第三百十 四回、第三百十五回、第三百十 七回、第三百二十二回及び第三 百二十八回）、利付国庫債券（二 十年）（第四十八回、第五十二 回、第六十五回、第七十二回、 第七十九回、第八十回、第八十 六回、第八十七回、第九回、第 百二回、第一百五回、第九回及 び第三百十一回）及び利付国庫債 券（三十年）第二回 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

（（利 第二付 百十年 五年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十年 二年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十年 回年庫 ）債 ）券	（（利 第二付 八十年 十年庫 七）債 回）券	（（利 第二付 八十年 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 八十年 十年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 七十年 十年庫 九）債 回）券	（（利 第二付 七十年 十年庫 二）債 回）券	（（利 第二付 六十年 十年庫 五）債 回）券	（（利 第二付 五十年 十年庫 二）債 回）券	（（利 第二付 四十年 十年庫 八）債 回）券	（（利 第八回 第三年 百）庫 ）債 ）券
二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 五 %	〇 ・ 六 %
九平 月成 二四 十十 日年	六平 月成 二四 十十 日年	三平 月成 二四 十十 日年	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十五	一年平 日九成 月三 二十三	十年平 日十成 月二 二十二	日年平 三成 月三 二十五
二 十 八 億 円	十 億 円	十 四 億 円	一 億 円	一 億 円	三 億 円	一 億 円	二 億 円	六 十 五 億 円	一 億 円	四 千 億 円 百 九 十	四 十 八 億 円

